

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

21期

経済グローバル化と 社会ローカル化のギャップ

弁護士 江尻 隆 (21期)



私は21期で1967年4月紀尾井町の研修所に入った。現役合格者が増え始めた時期で、50人位のクラスが10組あり、同期は20代の若手グループと、30－40代の中年グループと少数の年配グループがいて、同年代は出身校に関係なく仲が良く、クラスでも遊びでもつるんでいた。殆どが将来の志望を決めていて、裁判官と検察官志望は熱心に勉強していたが、長男で弁護士の父親の後継ぎになると決めていた私は、2年間をつつがなく過ごせば良いと思っていた。実務修習は東京で30名弱の班で、弁護士志望者はやはり手を抜いていて、有楽町の喫茶店や四谷のマージャン屋で適当に遊んでいた。研修所の雰囲気ものんびりしていて、このような態度でも何とか卒業できたが、その後研修所の管理も厳しくなったと聞き、後世代の方々には申し訳ないと思う。

当時の研修所の基盤は、日本国憲法で、教官も修習生も皆憲法に誇りをもっていて、基本的人権擁護や社会的正義実現という理念を共有していた。公権力より国民を擁護するためには刑事裁判手続は厳格であるべきで、有罪者を見逃しても無罪者を有罪にしない制度であることが近代的法律制度であると信じ、違法収集の証拠能力や別件逮捕等は論外という雰囲気だった。私も裁判教官が指導したアメリカのデュープロセスの判例を英語で読む読書会に参加し、将来は刑事専門弁護士になりたいと思っていたので、ベリー・メイスン等を一生懸命原語で読んだ。

しかし私は研修所を卒業した年の9月にハーバード

大学のロースクールに留学し、その後アメリカの法律事務所で研修し、帰国後は渉外法律事務所に勤務し、渉外弁護士からビジネスローの分野を歩くという、研修所時代には思ってもいなかった弁護士人生をおくってきた。折から高度成長、円高、バブル、規制緩和、構造改革と日本経済はグローバル化の道を進み、私はその恩恵を受けている。

ただ、最近の罪刑法定主義や租税法律主義にもとるような判決を見ると、法曹人の基盤は相当変わってきているように思われる。当時の21期の研修所で村上ファンドのインサイダー情報違反事件の判決を書かせたら、検察や裁判官希望者を含め、恐らく全員が無罪としたと思う。最近の日本の刑事裁判や税務裁判では、被告や納税者の属性が大きな要素となっているようで、「こいつは悪い」と判断されれば、基本的人権は心配しないという、勸善懲惡の江戸時代の大岡裁判に戻ったような気持ちがする。日本では経済はグローバル化したが、社会はローカル化に逆戻りしつつあり、「こいつは悪い」と思われまいとしない生き方と生きていけない時代になりつつある。人権の擁護されない国に外国人や会社が来て、生きていくことは難しく、結局日本は孤立化し、馬鹿な戦争に走った昔の悪夢が再来しないかと心配している。

21期時代の研修所教官や仲間達は皆引退した年代であるが、今一度あの時の熱気を持って司法の中核に戻って欲しいと思う、この頃である。

※江尻弁護士は執筆当時東弁会員でしたが、現在は二弁会員です。